

則會議市民摩志羽鳥放追暴力

# 暴力追放鳥羽志摩市民会議会則

## (名 称)

第1条 この会は、暴力追放鳥羽志摩市民会議と称する。

## (目 的)

第2条 この会は、鳥羽並びに志摩市民及び暴力追放に取り組む各種団体が連携し、その総力を結集して、暴力追放運動を推進し、鳥羽市並びに志摩市からあらゆる暴力を排除し、平和で明るい社会を築くことを目的とする。

## (事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を推進する。

- 1 市民の暴力排除意識の高揚運動
- 2 暴力団の資金源となる一切の行為の禁止
- 3 暴力団被害の申告の促進
- 4 暴力団事務所の撤去
- 5 その他目的達成に必要な事業

## (組 織)

第4条 この会の会員は、第2条の目的に賛同する団体及び個人とする。

## (役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- |       |       |
|-------|-------|
| 1 会 長 | 1名    |
| 2 副会長 | 1名    |
| 3 理 事 | 33名以内 |
| 4 監 事 | 2名    |
| 5 顧 問 | 1名    |

## (役員を選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長は、鳥羽市長並びに志摩市長が交互にこれにあたる。
- 2 副会長は前項の会長職にないもいのがこれにあたる。
- 3 監事は理事の中から選出し、その他の役員は、会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 1 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員は、次の任務を遂行する。

- 1 会長は、この会を代表し、この会の業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、この会の運営に参画し、事業の促進にあたる。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。
- 5 顧問は、この会の諮問に応ずるほか、運営に関し、必要な意見を述べる。

(会議)

第9条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 1 総会は、年1回開催する。但し、会長が必要と認めるときは臨時会を開催することができる。
- 2 役員会は、随時に開催することができる。
- 3 会議は、会長が召集し、議長となる。

(事務局)

第10条 この会の事務局は、鳥羽市・志摩市の担当課並びに鳥羽警察署刑事課において構成し、その主たる事務は会長職を努める市の担当課がこれにあたる。

- 1 事務局は、必要に応じて事務局会を開催することができる。

(経費)

第11条 この会の運営に必要な経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもってこれをあてる。

(事業・会計年度)

第12条 この会の事業・会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、役員会においてこれを定める。

(附 則)

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

この会則は、平成17年4月1日から施行する。